

令和 7 年度 Instagram 長崎市公式観光情報「travel_nagasaki」アカウントを活用した
着地型体験商品 WEB サイト「play nagasaki」の情報発信業務に係る業務委託に係る仕様書

1. 件名 : 令和 7 年度 Instagram 長崎市公式観光情報「travel_nagasaki」の
情報発信業務に係る業務委託

2. 業務の目的 :

当協会では、長崎市観光 MICE 戦略のビジョンである「選ばれる 21 世紀の交流都市」
を目指していくにあたって、『長崎市 DMO 事業計画 2021-2025』を定め、観光、交流ま
ちづくりの舵取り役として、「訪問客の満足度向上・消費拡大」「事業者のビジネスチャン
ス拡大・収益向上」「市民の満足度向上」を継続的に実現していくことを掲げている。

本業務では、Instagram 長崎市公式観光情報「travel_nagasaki」のアカウントと、着地
型体験商品 WEB サイト（以下、「play nagasaki」という）における情報発信コンテンツ
「play mag」等を活用し、旅マエの訪問予定客、旅ナカの訪問客の行動変容を促し、事
業者のビジネスチャンス拡大・収益向上に繋げることを目的とする。

3. 契約期間 : 契約締結日～令和 8 年 2 月 28 日（土）

4. 提案上限額：990,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 業務内容：

以下の視点を踏まえ、次の（1）～（4）の業務を委託する。

【視点】

- ・『長崎市 DMO 事業計画 2021-2025』ならびにその上位計画である「選ばれる 21 世紀
の交流都市」の実現を基本方針とした『長崎市観光・MICE 戦略（2021-2025）』に資
する事業であること。
- ・観光、交流まちづくりの舵取り役である DMO として、「訪問客の満足度向上・消費拡
大」「事業者のビジネスチャンス拡大・収益向上」「市民の満足度向上」を継続的に実
現していくための事業であること。

(1) 全体企画設計

訪問客の滞在満足度及び情報取得満足度向上に繋げることで、来崎を含めた観光消費の促進に繋がる企画を全体設計すること。また、訪問客だけでなく、本事業により当協会と市内事業者及び市民との「共創」に繋げ、事業者及び市民の満足度が向上する企画全体を設計すること。

(2) 情報発信

主に旅マエの訪問予定客や、旅ナカの訪問客に向けて、長崎市での体験や遊び方を訴求する情報発信を行うこと。取材先や取材時期については、当協会と受託者との協議により決定する。なお、情報発信については、契約締結後より令和8年2月末まで、シーズン毎に次の2つの業務を行うこと。

① Instagram 長崎市公式観光情報@travel_nagasaki での情報発信

- ・ Instagram リール動画：各シーズン 3 回以上
- ・ Instagram フィード投稿：各シーズン 3 回以上

② play mag 記事での発信

- ・ Instagram の投稿を補完する play mag の記事を作成すること
(何れかのシーズン 1 回以上)

(3) 進捗共有会議の実施

業務の進捗共有に関する会議を適宜（月に 1～2 回以上）実施すること。

(4) 中間報告書・最終報告書・ネクストアクションプラン案提出

本事業実施における中間報告書（9 月上旬、12 月上旬）と最終報告書を提出すること。
なお、中間及び最終報告書

6. 成果物：

本業務完了時には、以下に示す成果物を納品する。

- ・ 委託業務完了報告書

7. 納期：

令和8年2月28日までに納品すること。

8. 留意事項：

- (1) 業務の実施にあたっては、受託者は当協会ならびに様々な関係機関と適宜協議を行い、当協会の指示に従って本業務を実施するものとする。
- (2) 受託者が本業務において制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等一切の

著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む。）は長崎市に帰属するものとし、素材データもあわせて提供した上で当協会が自由に二次利用できるものとする。

- (3) 業務実施にあたり、第三者（協会及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は、著作権処理等を行うこと。
- (4) 制作に際して必要な一切の経費は、当初の契約金額に含むものとする。
- (5) 成果物に重大な誤りがあった場合は、受注者において回収、修正、再制作等の必要な処置を講ずること。
- (6) 受託者は、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、書面により協会の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (7) 受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては協力すること。本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、当協会と協議のうえ決定する。
- (8) なお、業務内容の変更等について当協会から指示等があった場合は、当協会と受託者が協議のうえ、委託契約の内容を変更することができる。
- (9) 契約前に詳細協議を行い、企画の一部を変更する場合がある。
- (10) 今後の社会情勢やその他不可抗力等により本事業を中止する場合がある。

以上